

6 医安第 3 1 6 号
令和 6 年 4 月 3 日

関係団体の長 様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」の公布について（通知）

このことについて、令和 6 年 3 月 25 日付け医薬発 0325 第 1 号で厚生労働省医薬局長から別添のとおり通知がありましたので、貴会員（組合員）への周知について御配慮ください。

担 当 生活衛生部医薬安全課
薬事グループ
電 話 052-954-6303 (ﾀﾞｲﾚｲﾝ)
電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp

医薬発0325第1号
令和6年3月25日

各
〔
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
地方厚生（支）局長
〕
殿

厚生労働省医薬局長
（公印省略）

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令
の一部を改正する政令」の公布について

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第66号。以下「改正政令」という。）については、本日別添のとおり公布され、本年4月1日より施行することとされました。

上記政令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管内市区町村、関係団体、関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づき、電子処方箋の仕組みが整備され、令和5年1月から運用が開始されており、医療機関及び薬局は、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会（以下総称して「支払基金等」という。）が運営する電子処方箋管理サービスと接続し、電子処方箋の授受等を行っている。

支払基金等は、薬局の本来業務である調剤済み処方箋の保存を薬局に代わって行うサービス業務（以下「電子処方箋保存サービス」という。）を行うことができるとされ、その場合に支払基金等が薬局等に対して手数料を徴収できるとされており、当該手数料の額については、政令委任規定が設けられている。

第2 改正政令の主な内容

電子処方箋保存サービスに係る手数料の額について、当該サービスの委託に係る薬局一施設ごとに年額2,500円とすること。

第3 施行期日

令和6年4月1日

第4 その他

電子処方箋保存サービスの運用等については、別途お知らせする予定であること。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第六十六号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第三十九条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令(平成元年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(連結情報提供に係る手数料の額)」に改める。
本則に次の一条を加える。

(調剤済みとなった電子処方箋の保管に係る手数料の額)

第七条 法第三十九条の二第二項の規定により社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第四十条第五項に規定する国民健康保険団体連合会が徴収することができる手数料の額は、法第三十九条の二第二項に規定する業務の委託に係る薬局一施設ごとに年額二千五百円とする。

附則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 武見 敬三
内閣総理大臣 岸田 文雄